

介護予防通所リハビリテーション利用金額表

令和6年6月～
野洲市 地域区分 7級地 区分【10.17円】

	単位	1割	2割	3割	
要支援 1	2,268	2,307	4,613	6,920	円
要支援 2	4,228	4,300	8,600	12,900	円

加算項目		単位	1割	2割	3割		
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1月	562	572	1,143	1,715	円	
栄養改善加算	1月	200	204	407	611	円	
口腔機能向上加算Ⅰ・Ⅱ	1月	Ⅰ	150	153	305	458	円
		Ⅱ	160	163	326	489	円
選択的サービス複数実施加算Ⅰ	1月	480	489	977	1,465	円	
栄養アセスメント加算	1月	50	51	102	153	円	
科学的介護推進体制加算	1月	40	41	82	122	円	
若年性認知症利用者受入加算	1月	240	244	488	732	円	
退院時共同指導加算	1回	600	611	1,221	1,831	円	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1月	要支援1	88	90	179	269	円
		要支援2	176	179	358	537	円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1月	要支援1	72	74	147	220	円
		要支援2	144	147	293	440	円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	1月	要支援1	24	25	49	74	円
		要支援2	48	49	98	147	円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	所定単位数による						

サービス外の利用費

食費(おやつ含む) ※1	1日	600円
行事参加費	実費負担	
区域外送迎費	事業実施区域外の方	公共交通機関の実費負担

※1 午後から短時間デイケアをご利用の方はおやつ代1日50円

加算項目	
生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等を定め、リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の能力向上を支援した場合に算定
栄養改善加算	低栄養状態にある利用者又はおそれのある利用者に対して栄養状態の改善を図ることを目的とし必要に応じ居宅を訪問した場合に算定
口腔機能向上加算Ⅰ・Ⅱ	利用者に対して個別的に実施される口腔清掃指導、摂食嚥下機能に関する訓練等を実施した場合、Ⅰ及びⅡの基準に該当するいずれかを算定
選択的サービス複数実施加算Ⅰ	利用者に対し運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスの内、2種類のサービスを実施した場合にⅠ及びⅡの基準に該当するいずれかを算定
栄養アセスメント加算	利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合に算定
科学的介護推進体制加算	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等基本的な情報を厚生労働省に提出している場合に算定
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を定めている場合に算定□
退院時共同指導加算	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導(病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同で行い、その内容を在宅での通所リハビリテーション計画に反映させることをいう。)を行った後に、当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、算定
サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	介護福祉士70%以上配置又は勤続10年以上介護福祉士25%以上のいずれかに該当する場合に算定
	介護福祉士が50%以上配置されている場合に算定
	介護福祉士40%以上又は勤続7年以上30%以上のいずれかに該当する場合に算定
介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	所定単位数による